平成３０年（フ）第２８４号
北九州市小倉北区明和町11番８号（シティベール101）
債務者　前田　尚俊
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第７０号
北海道亀田郡七飯町本町６丁目５番50号
債務者　三好　智之
1　決定年月日時　平成30年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第１３９号
北海道亀田郡七飯町大川５丁目17番18号
債務者　大島　啓太
1　決定年月日時　平成30年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第５４号
高知市和泉町14番14号　和泉荘101号室
債務者　斉家　磯美
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第７４号
高知市薊野北町３丁目５番13号
債務者　新井康夫こと　朴　　康夫
1　決定年月日時　平成30年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第１８３号
埼玉県入間市扇町屋１丁目６番５号　ハンリーラ入間203
債務者　野中さとみ
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第２０７号
埼玉県ふじみ野市西２丁目５番10号　ウエストハイム105、前住所広島県広島市佐伯区吉見園13番30―202号
債務者　山岡　　学
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第２１４号
埼玉県所沢市東町９番８―201号　東町サンハイツ
債務者　有村　敏子
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第２５７号
埼玉県川越市藤倉２丁目13番地16（アイシティー105号室）
債務者　近山　順子
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第２１号
山形県南陽市宮内565番地の４
債務者　寺島　和宏
1　決定年月日時　平成30年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成３０年（フ）第２３号
山形県米沢市窪田町窪田2366番地の３
債務者　内藤　博之
1　決定年月日時　平成30年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成３０年（フ）第２５号
山形県米沢市大字笹野6504番地
債務者　赤城　大輔
1　決定年月日時　平成30年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成３０年（フ）第２６号
山形県西置賜郡小国町大字小国小坂町１丁目60番地の１
債務者　中津川　優
1　決定年月日時　平成30年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成３０年（フ）第２１７号
埼玉県川越市大字藤間1073番地52
債務者　関　　マサ
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第１２３号
静岡県沼津市新宿町10番地の１　サンヴェール新宿705
債務者　持地　美子
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第２０３号
静岡県浜松市中区神田町418番地の２　ベルフローラ神田105号、前住所静岡県浜松市南区若林町1943番地の９
債務者　山下　勝美
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第９４号
北海道旭川市豊岡２条５丁目４番16号　フェンネル102
債務者　佐藤砂代美
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部